様式第５号（第９条関係）

年　　　月　　　日

　川俣町長　様

申請者　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　印

連絡先

定住誓約書

　私は、住宅取得支援奨励金の交付が完了した年度の翌年度から起算して３年間以上継続して、交付対象住宅に定住することを誓います。

　なお、川俣町住宅取得支援奨励金交付要綱第１４条第１項各号のいずれかに該当することとなった場合は、同要綱第１５条の規定に基づき奨励金の全部又は一部を返還します。

【川俣町住宅取得支援奨励金交付要綱より抜粋】

（交付決定の取消し）

第１４条　町長は、奨励金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、第１０条の規定による奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

　（１）虚偽の申請又は不正行為により、奨励金の交付決定を受けたとき。

　（２）奨励金の交付が完了した年度の翌年度から起算して３年以内に交付対象住宅から転居したとき。

（奨励金の返還）

第１５条　町長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る奨励金をすでに交付しているときは、当該交付決定者に対し、住宅取得支援奨励金返還命令書（様式第１２号）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。